

公告

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の25第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり定める。

令和8年4月30日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 農用地利用集積等促進計画（令和8年度第1号～第2号）の内容別紙のとおり。

福島復興再生特別措置法 農用地利用集積等促進計画(令和8年4月30日公告)

計画	利用権を設定する土地の所在 市町村	利用権を設定する者の数	利用権の設定を受ける者の数	利用権を設定する土地
1	南相馬市	4 者	2 者	福島県南相馬市原町区上太田字上ノ内321 ほか 18 筆
2	浪江町	6 者	4 者	福島県双葉郡浪江町大字棚塩字北棚284 ほか 6 筆

なお、上記の農用地利用集積等促進計画は所有権の移転を除く利用権の設定とする。